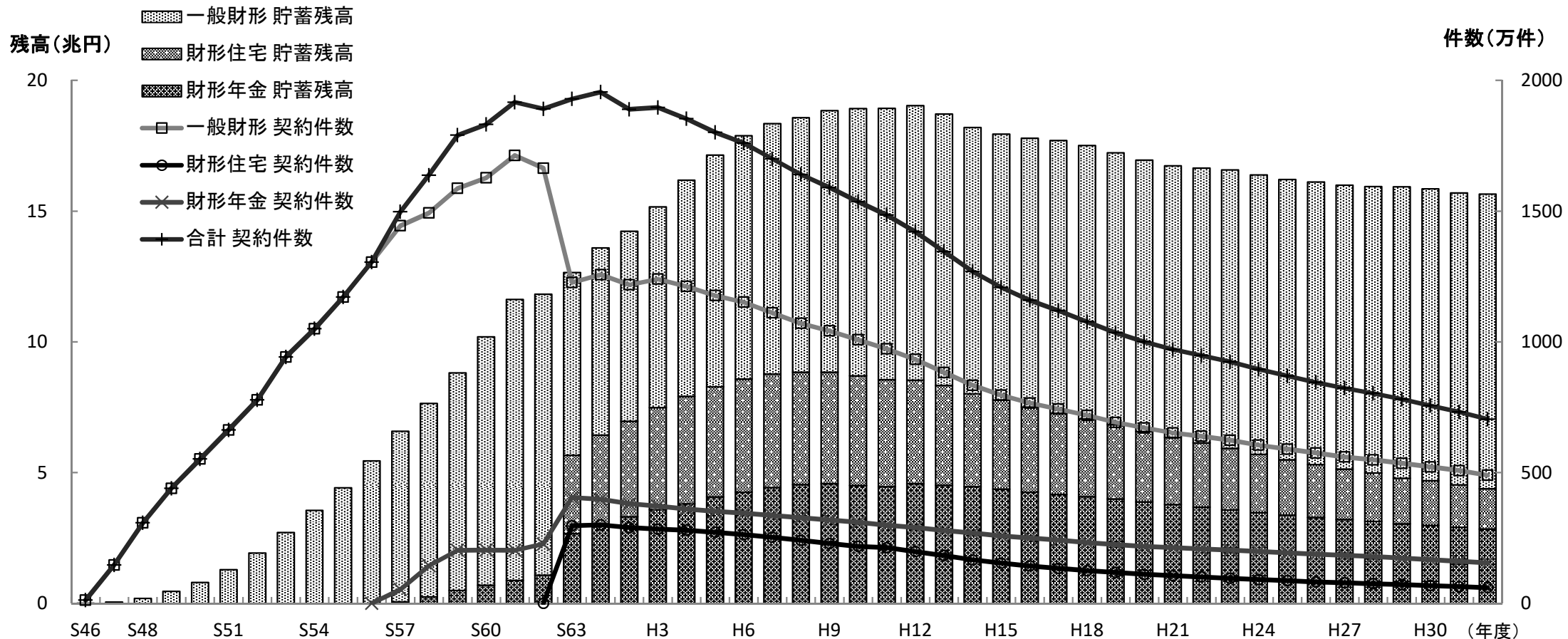


財形制度の実施状況について (報告)

1. 財形貯蓄制度の実施状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。

○勤労者財産形成貯蓄（一般、年金、住宅）の推移



(単位：千件、百万円)

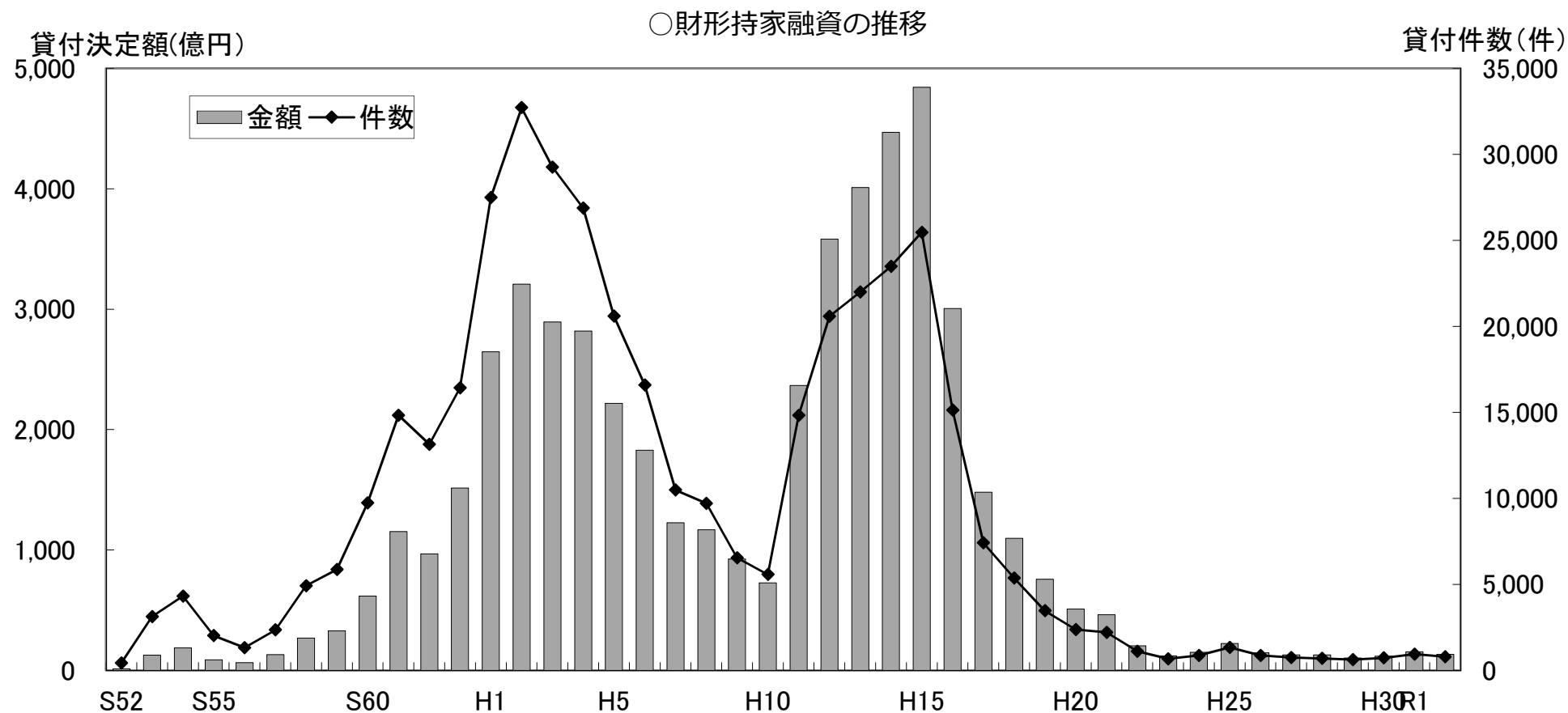
年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 28 年度	5,485	10,956,196	1,794	3,134,892	751	1,848,891	8,030	15,939,979
平成 29 年度	5,360	11,141,862	1,734	3,039,184	718	1,746,468	7,812	15,927,515
平成 30 年度	5,217	11,160,005	1,670	2,982,787	678	1,709,262	7,564	15,852,055
令和 元 年度	5,075	11,157,306	1,609	2,907,892	637	1,626,107	7,321	15,691,306
令和 2 年度	4,897	11,262,949	1,546	2,836,386	600	1,550,509	7,043	15,649,845

資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注：件数及び残高は各年度末の数値である。

2-1. 財形持家融資制度の実施状況について

○令和2年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が790件、貸付決定額は134億円となり、貸付決定件数、貸付決定金額ともに前年比85%ほどになった。



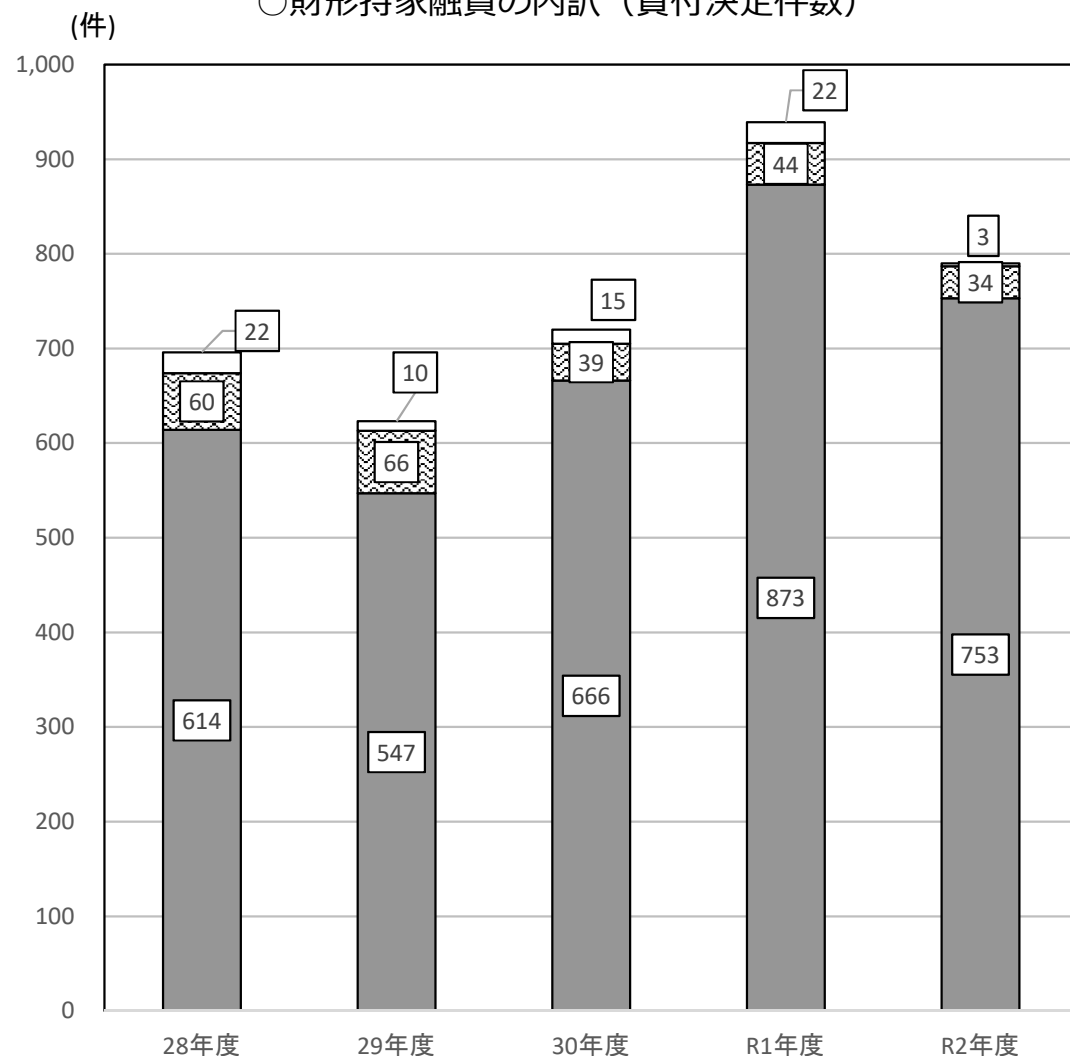
【過去5年度分の実績】

年 度	貸付件数	貸付決定額	融資残高
平成 28 年度	696	12,847	786,225
平成 29 年度	623	10,231	702,548
平成 30 年度	720	11,749	629,053
令和 元 年度	939	15,402	564,173
令和 2 年度	790	13,400	507,150

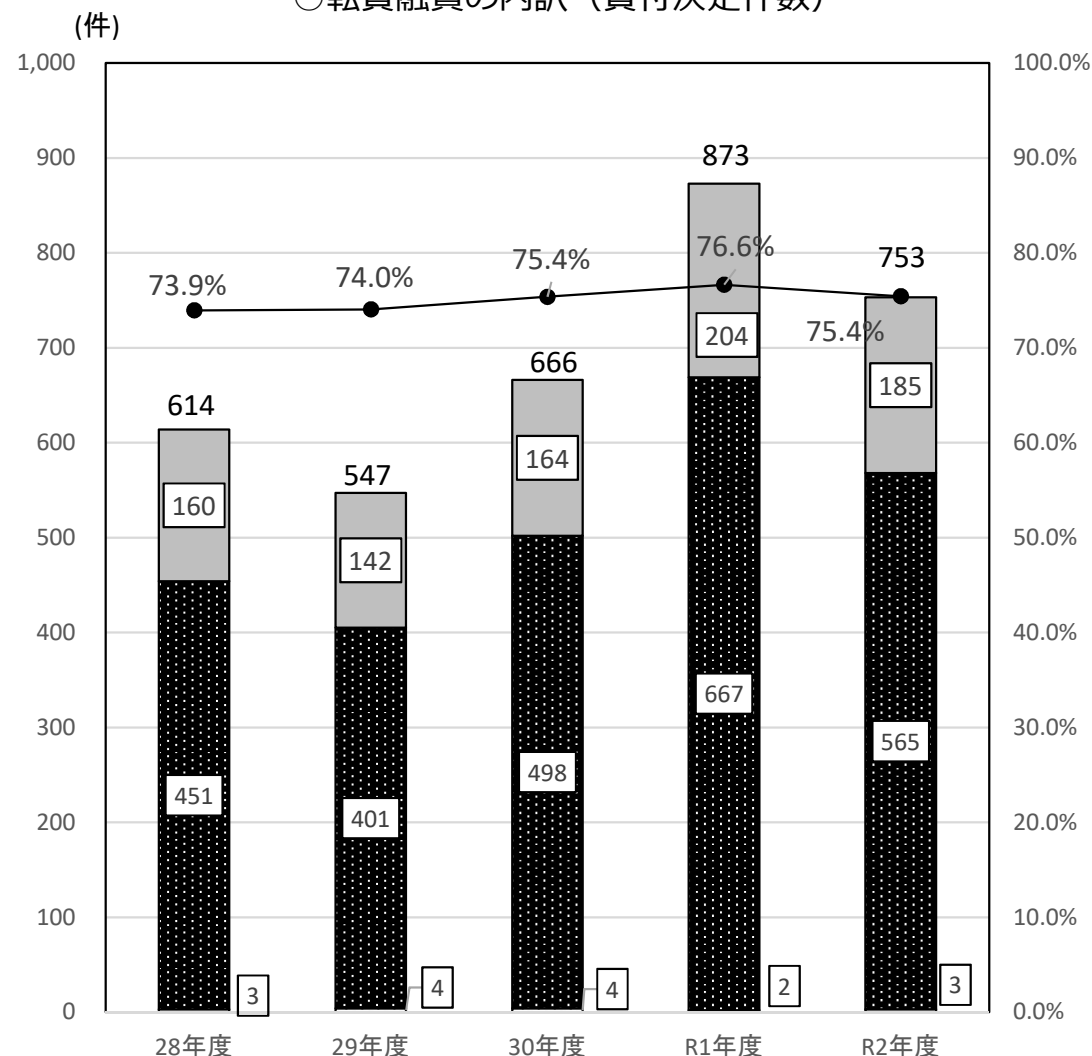
2-2. 財形持家融資制度の実施状況について

○令和2年度の財形持家融資の実績は、前年度比約85%に減少した。転貸融資に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優遇措置を利用する割合は、4分の3を超えている。

○財形持家融資の内訳（貸付決定件数）



○転貸融資の内訳（貸付決定件数）



3-1. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

(独) 勤労者退職金共済機構 第4期中期目標【平成30年度～令和4年度】(抜粋)

(1) 融資業務の着実な実施

適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること

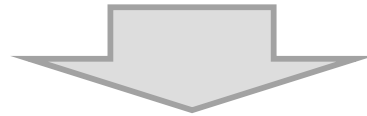
(2) 利用促進対策の効果的实施

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと

(3) 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること

等



(独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和3年度】

- 適正な貸付金利の設定となるよう、調達方法の見直しの必要性を検証へ
- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長等を検討
- 普及広報活動の実施
 - ・ 財形貯蓄制度及び転貸融資制度について広報の実施、効果検証等
 - ・ テレビCM、SNS等を活用した広告掲載、動画配信を含めた特設サイト開設等
 - ・ ファイナンシャルプランナーを対象としたオンデマンドセミナーの開催
 - ・ 各都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」による周知・広報
- 財形部ホームページの大幅リニューアル（ユーザーインターフェースとアクセシビリティの向上）
- 中退共事業本部の実施する未加入事業主に対する説明会等における周知・広報

3-2. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第4期中期目標（平成30年度から令和4年度）の指標	令和2年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
● 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から <u>平均5業務日以下</u> とする。	平均4.11日
2 利用促進対策の効果的实施	
● 財形持家融資等に関する相談受付件数を、 <u>毎年度700件以上</u> とする。	656件
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、（5年間で） <u>合計2,080件以上</u> とする。	753件 【（平成30年度からの累計）2,292件／2,080件：進捗率110.2%】
● ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、 <u>毎年度31万件以上</u> とする。	約80万件
● ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすさ等の割合）を <u>毎年度80%以上</u> とする。	83.1%
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等において、 <u>毎年度15回以上</u> 、財形持家融資制度の利用促進を図る。	4回開催、参加事業所58社（オンライン） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、集合型の説明会は中止となったが、令和3年1月以降に開催されたオンライン説明会において制度説明を行い、利用促進を図った。

4. FPを通じた広報の実施

- 資産形成のプロであるファイナンシャルプランナー（FP）を通じて勤労者等への財形制度の周知を図るため、日本FP協会の協力を得て、財形制度及び中小企業退職金共済制度に関するセミナー動画をFP協会員向けに配信している。（配信期間：令和3年9月～令和4年3月末（予定））

※ 当初、集合形式でのセミナー開催を検討したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの動画配信とした。

<セミナー内容>

- 第1部 財形制度のいま（厚生労働省）
- 第2部 財形貯蓄制度について（労働金庫連合会）
- 第3部 財形持家転貸融資について（（独）勤労者退職金共済機構）
- 第4部 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）



<実施状況>

- ・ 第1部～第3部の累計再生回数は440回（令和3年11月25日時点）
- ・ 視聴後アンケートによると、「とても役に立った」「まあまあ役に立った」と回答した方が81.8%。「顧客に財形制度を紹介したい」と回答した方が63.6%。
- ・ 受講者からの主な感想は以下のとおり。



制度自体の理念は共感できる部分が多くお客様にもおすすめしたいが、制度利用者は減少していることを改めて実感した。若い方々は浪費せず、持家取得を真面目に考えている方も多いので、若い世代に親和性のあるメディアを活用しては。

NISAやiDeCoばかりが注目を集めているが、例えば家を建てる時やリフォームする時に、NISAやiDeCoでは借入れできない。財形貯蓄と財形融資、双方の制度を併用することも紹介したい。

給与天引きで貯蓄できるという点で、自主的に貯蓄できない方や、貯蓄の習慣のない新入社員の方の資産形成の第一歩としての紹介に適している。運用を考える等のハードルがあるiDeCoよりも、選択肢の一つとして紹介しやすい。

今の低金利のときこそ、リスクなく資産形成できるメリットがあるので、顧客に紹介したい。

FPの立場では知識確認の内容。非課税のメリットが薄い今日、財形制度の活用事例等も盛り込んだ方がよい。

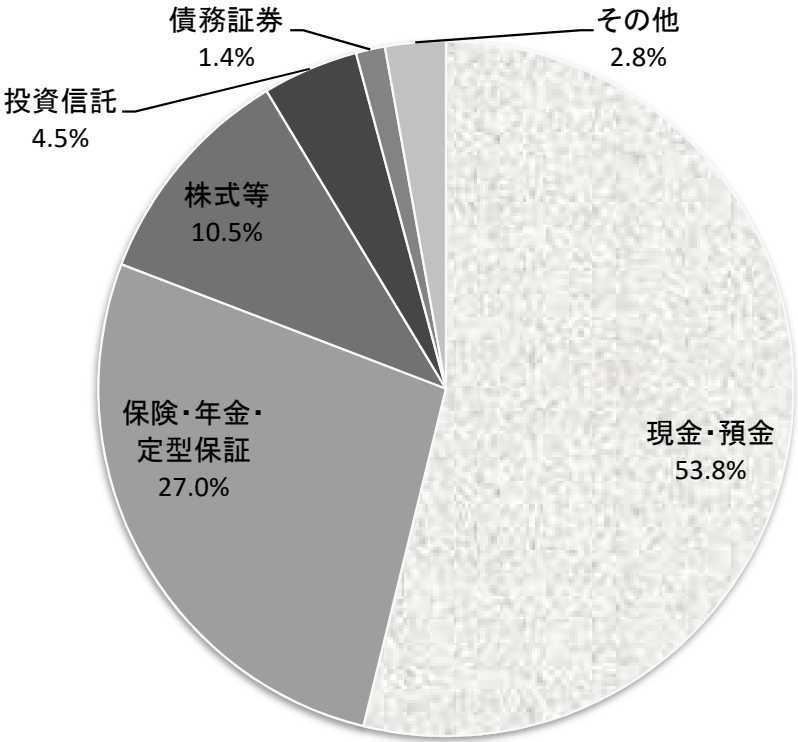
参考：

勤労者の財産形成を取り巻く状況等

5－1．勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



家計が保有する金融資産の構成

令和3年6月末	残高(兆円)	構成比(%)
金融資産計	1,992	100.0%
現金・預金	1,072	53.8%
保険・年金・定型保証	538	27.0%
株式等	210	10.5%
投資信託	89	4.5%
債務証券	27	1.3%
その他	56	2.8%

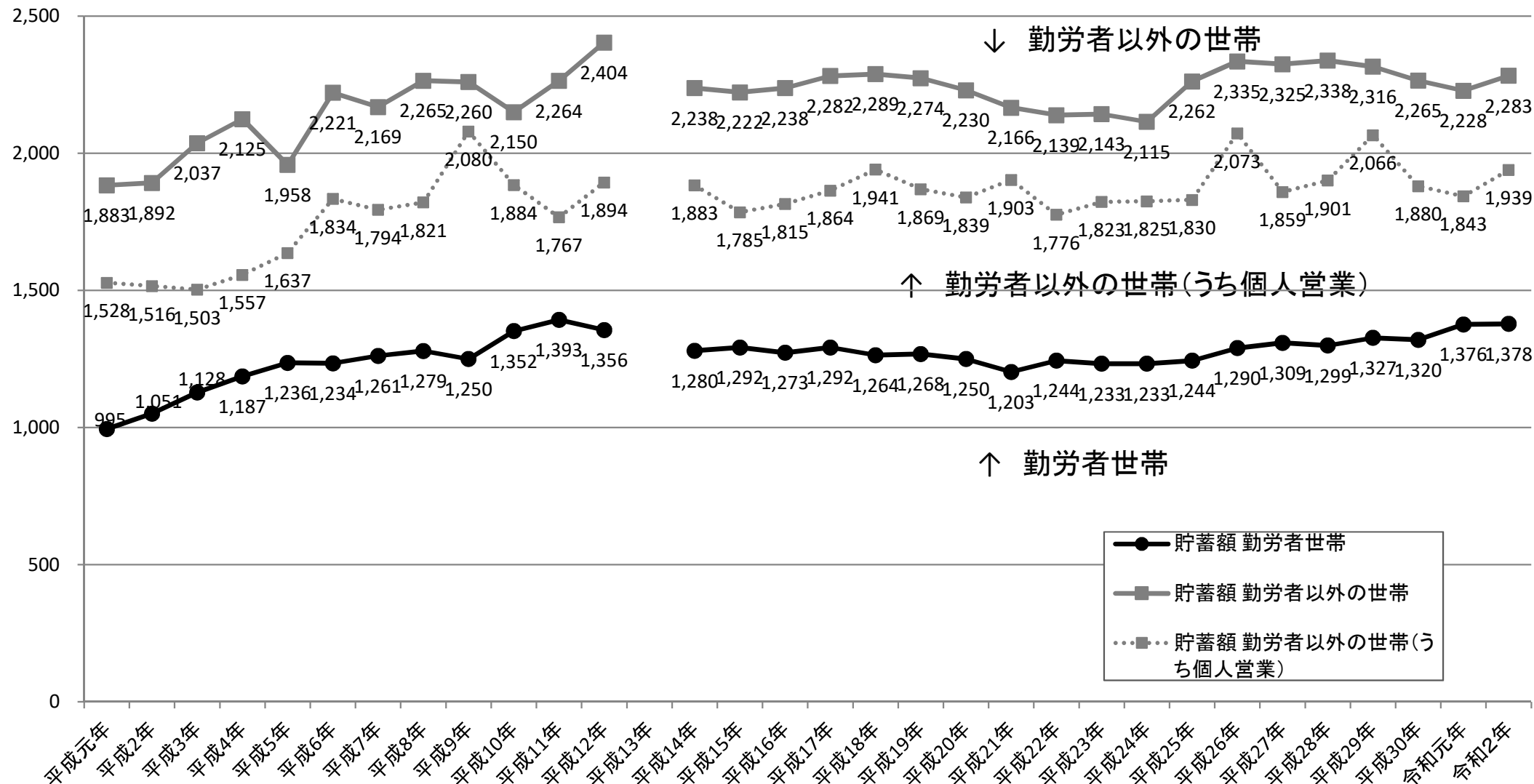
資料：日本銀行「資金循環統計」

5-2. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との格差が存在している。

○世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移

(万円)

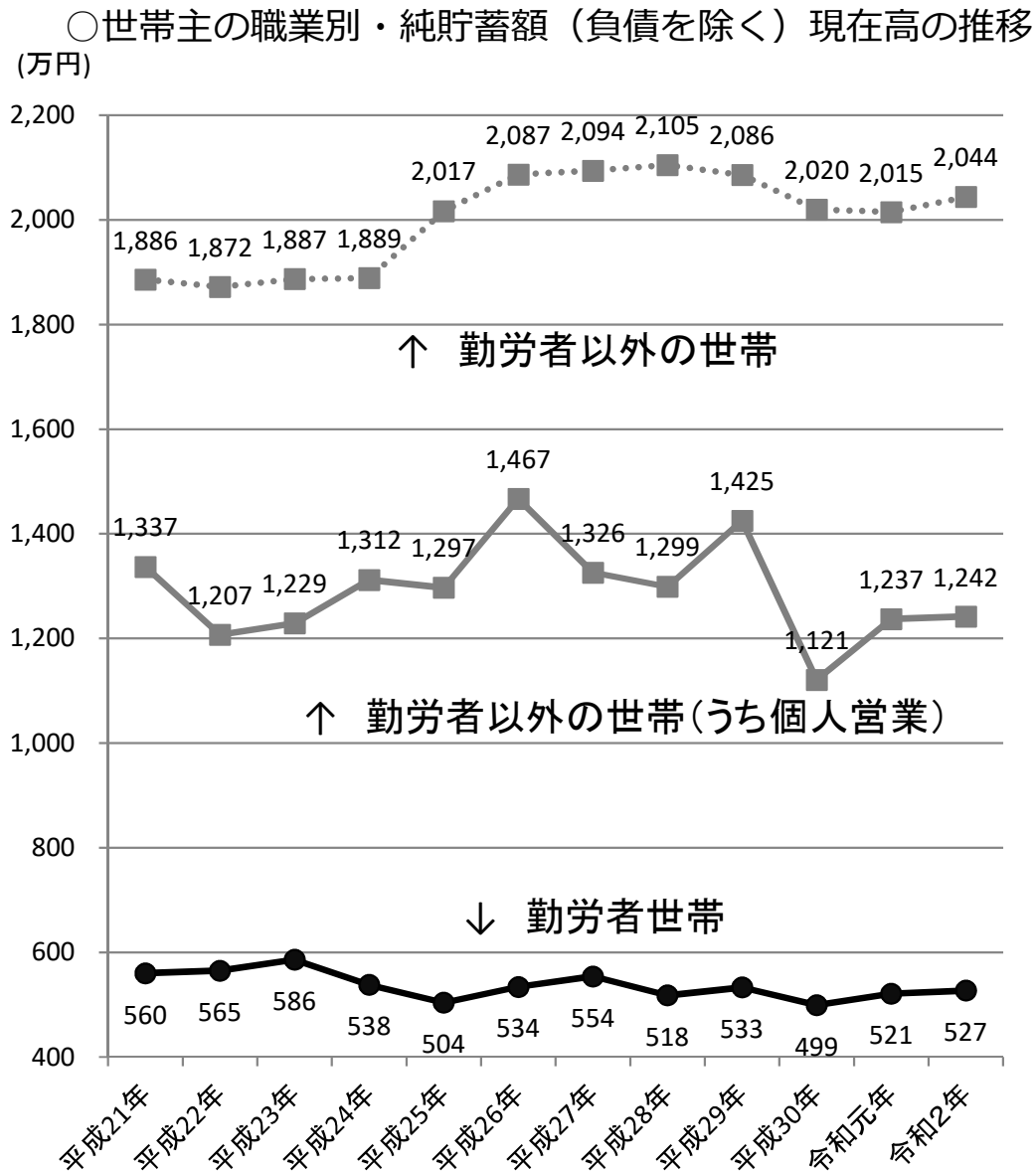


資料:総務省統計局「家計調査」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」)

※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

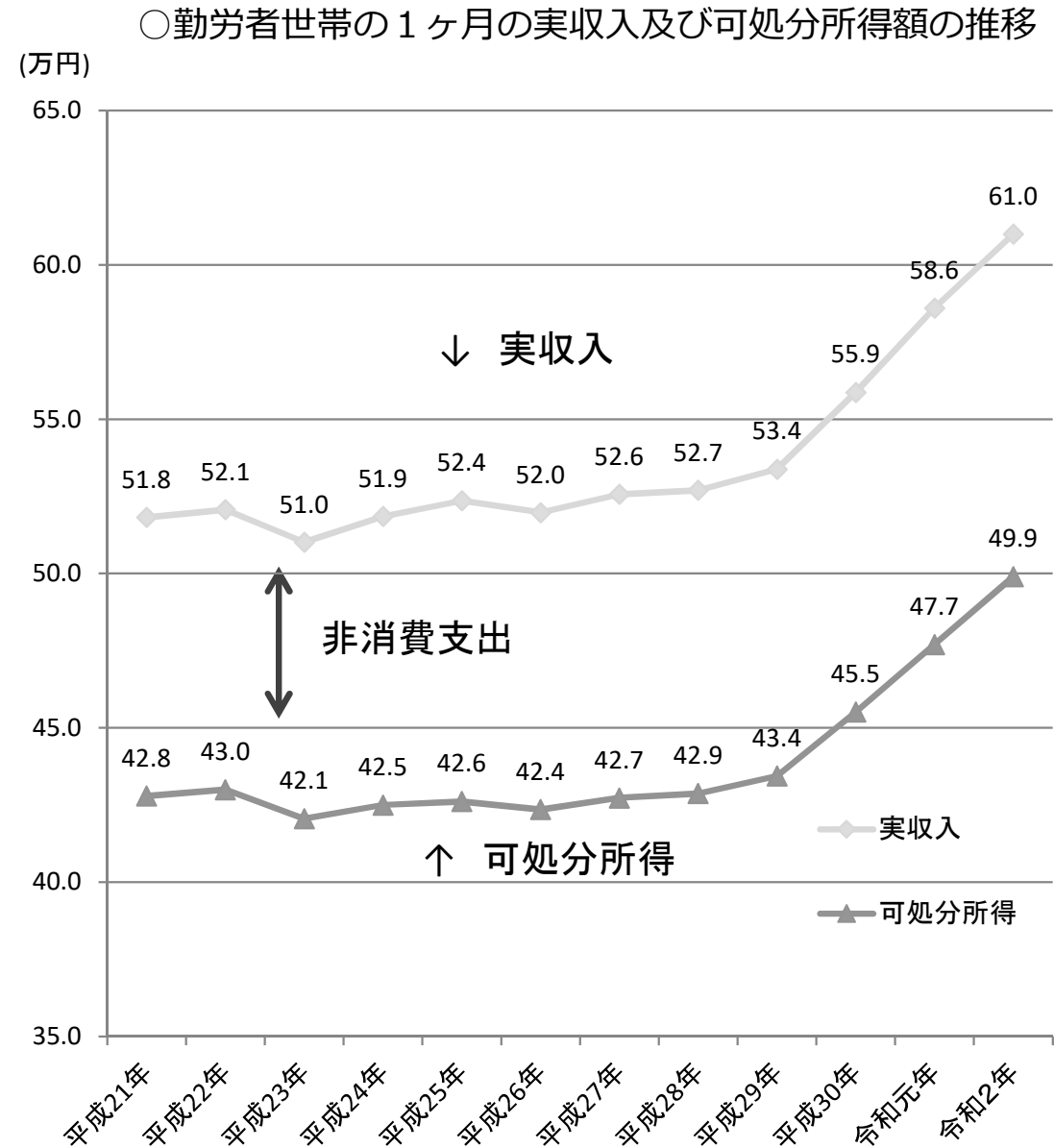
5-3. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。



資料:総務省統計局「家計調査」

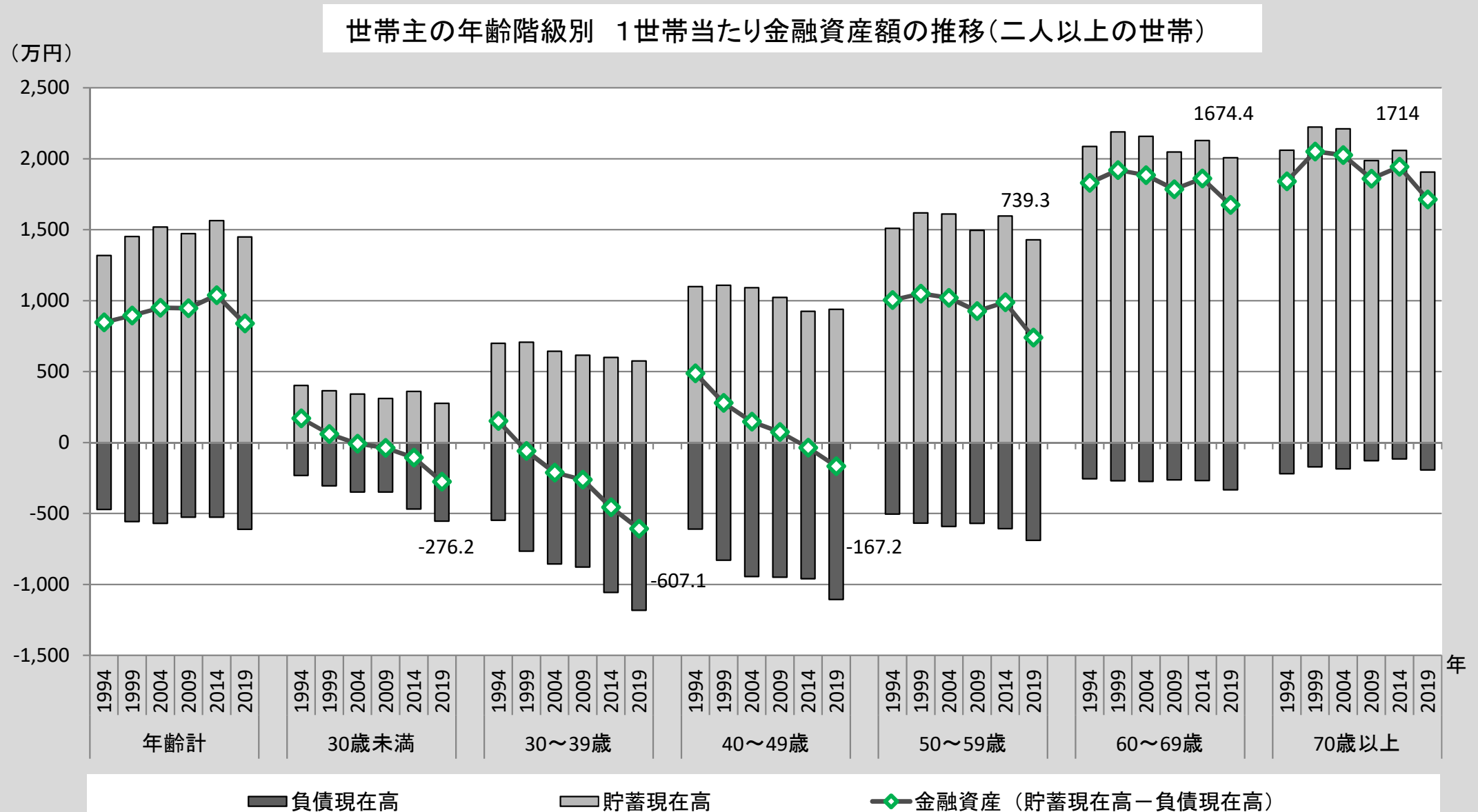
○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年増加している。



資料:総務省統計局「家計調査」

5-4. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○二人以上世帯の金融資産額の推移をみると、全年齢の世帯主で減少傾向。

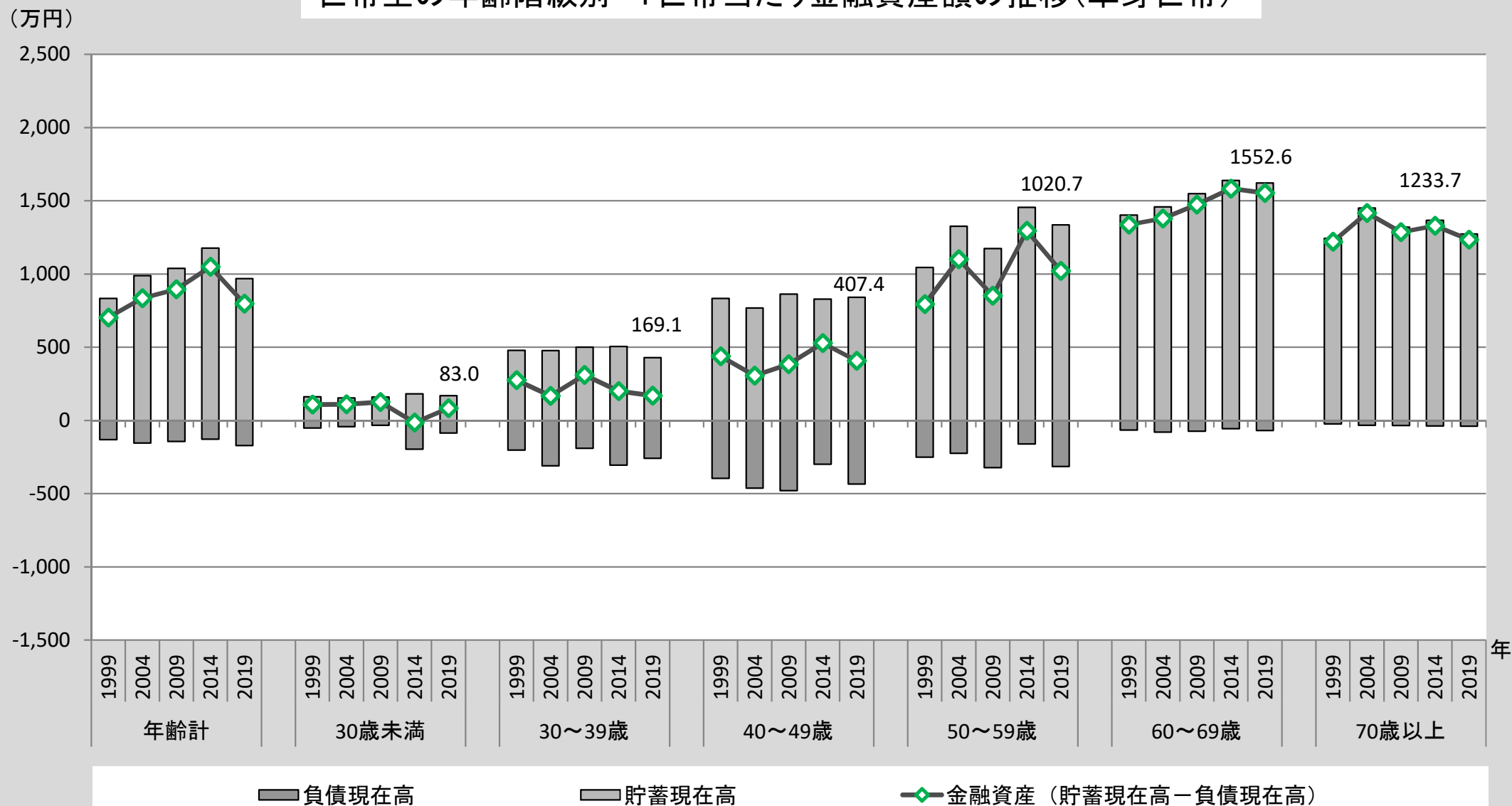


資料：総務省統計局「全国家計構造調査」

5-5. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○単身世帯の金融資産額の推移をみると、40歳代以下は横ばいであるが、50～60歳代は増加傾向が見られる。

世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移(単身世帯)

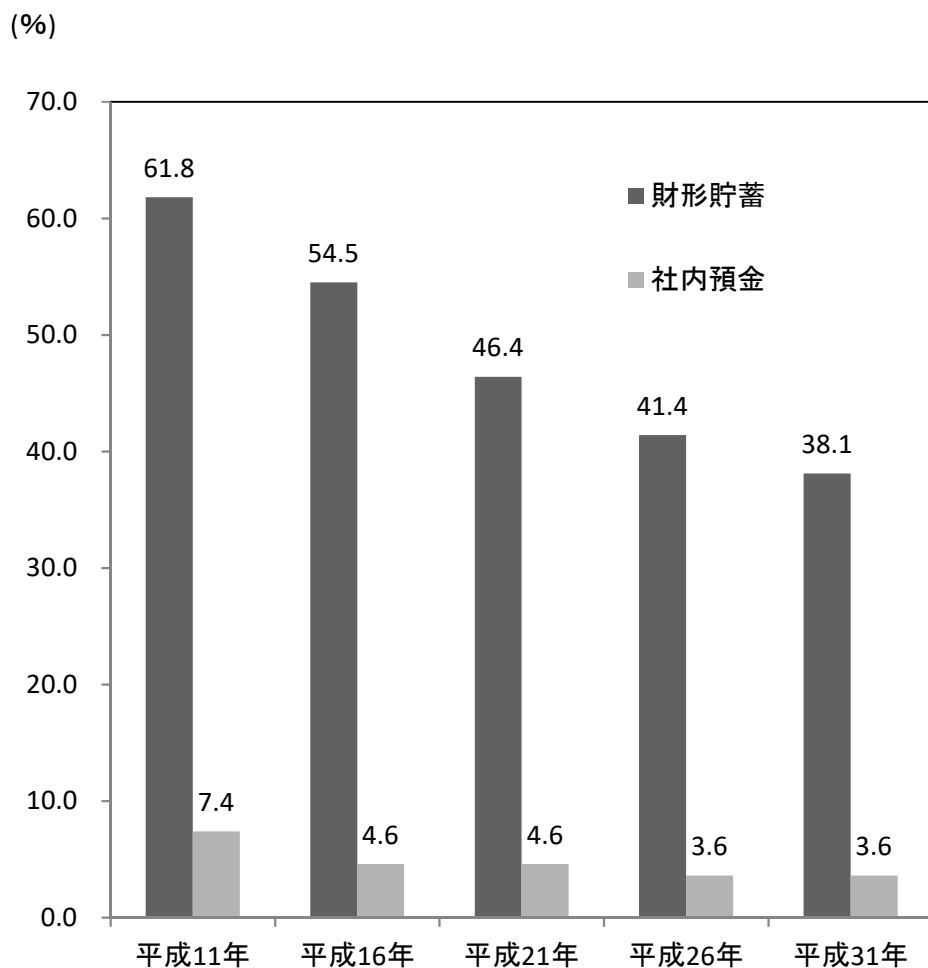


資料：総務省統計局「全国家計構造調査」

5-6. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

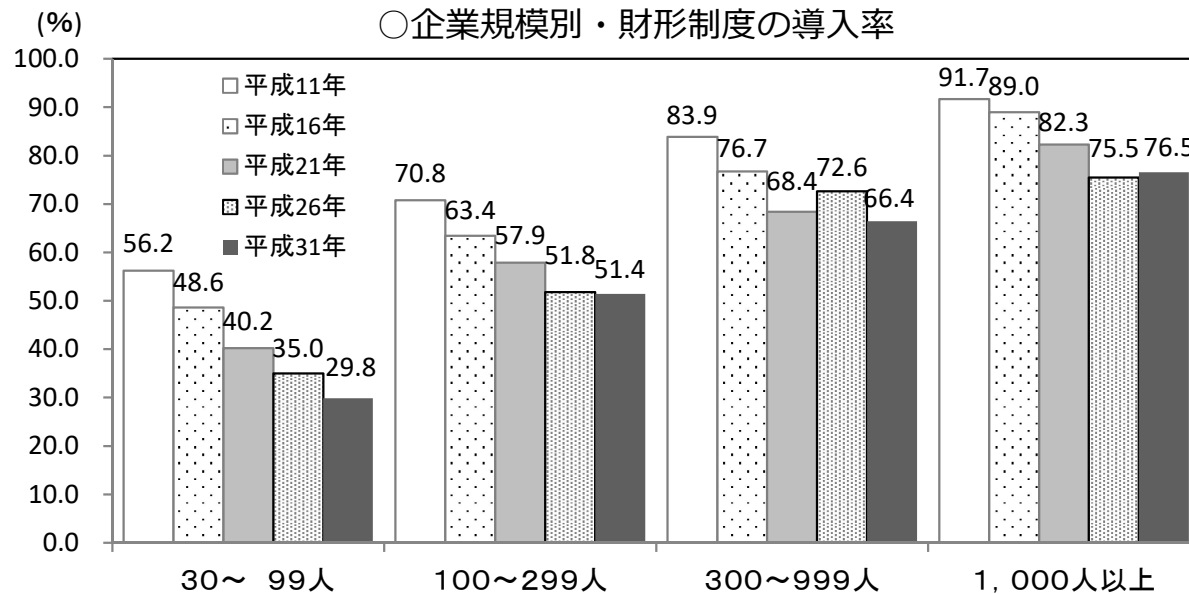
○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。
※平成31年1月1日現在での調査である。

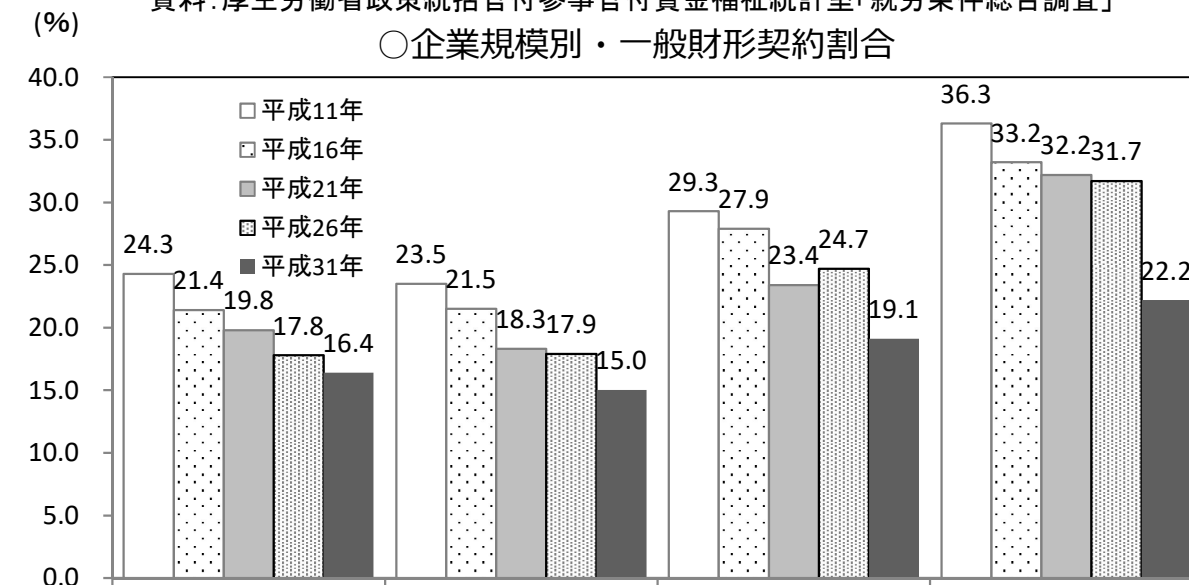
○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低い。

○企業規模別・財形制度の導入率



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

○企業規模別・一般財形契約割合

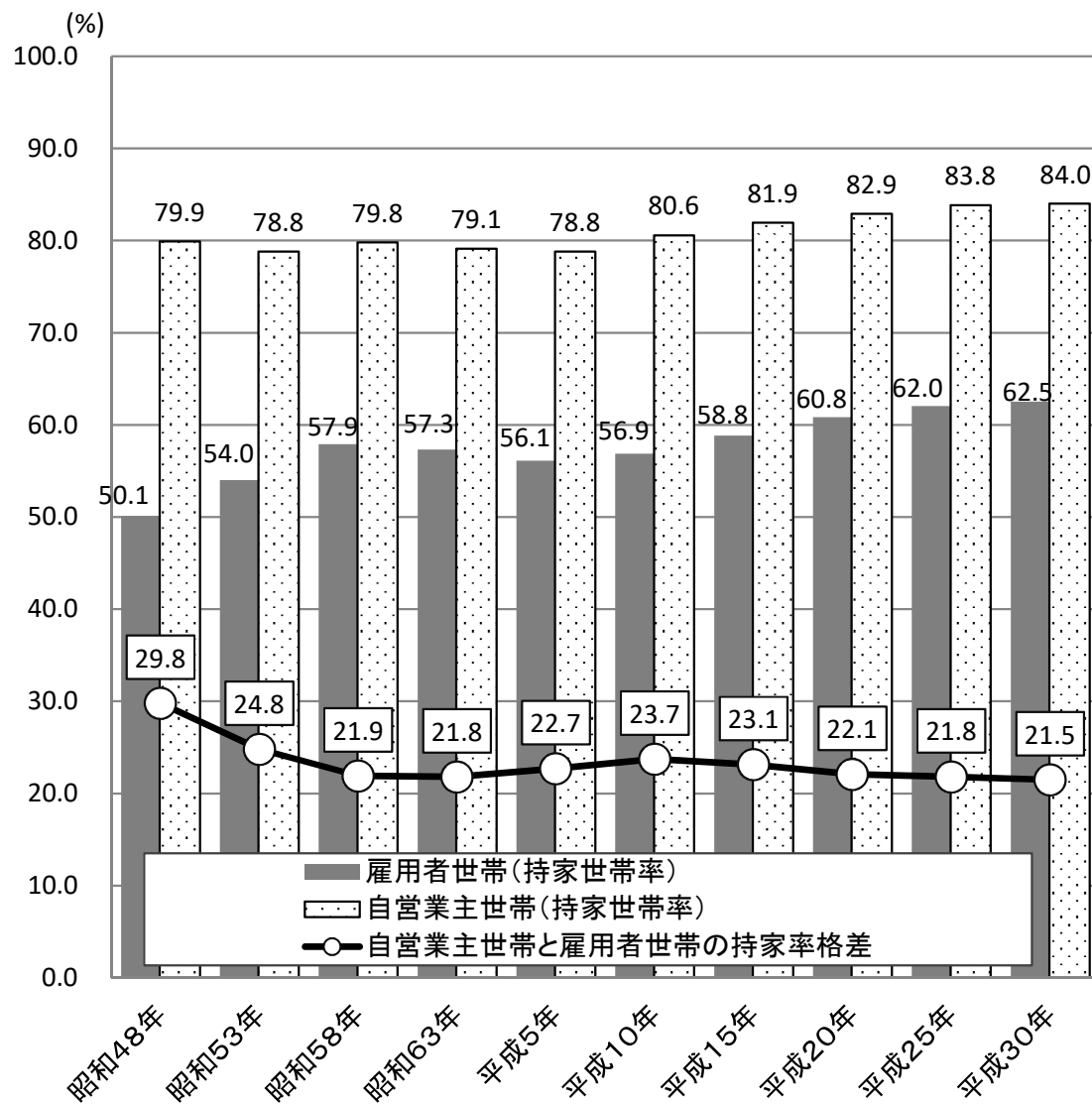


資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

6-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との格差が依然として存在している。

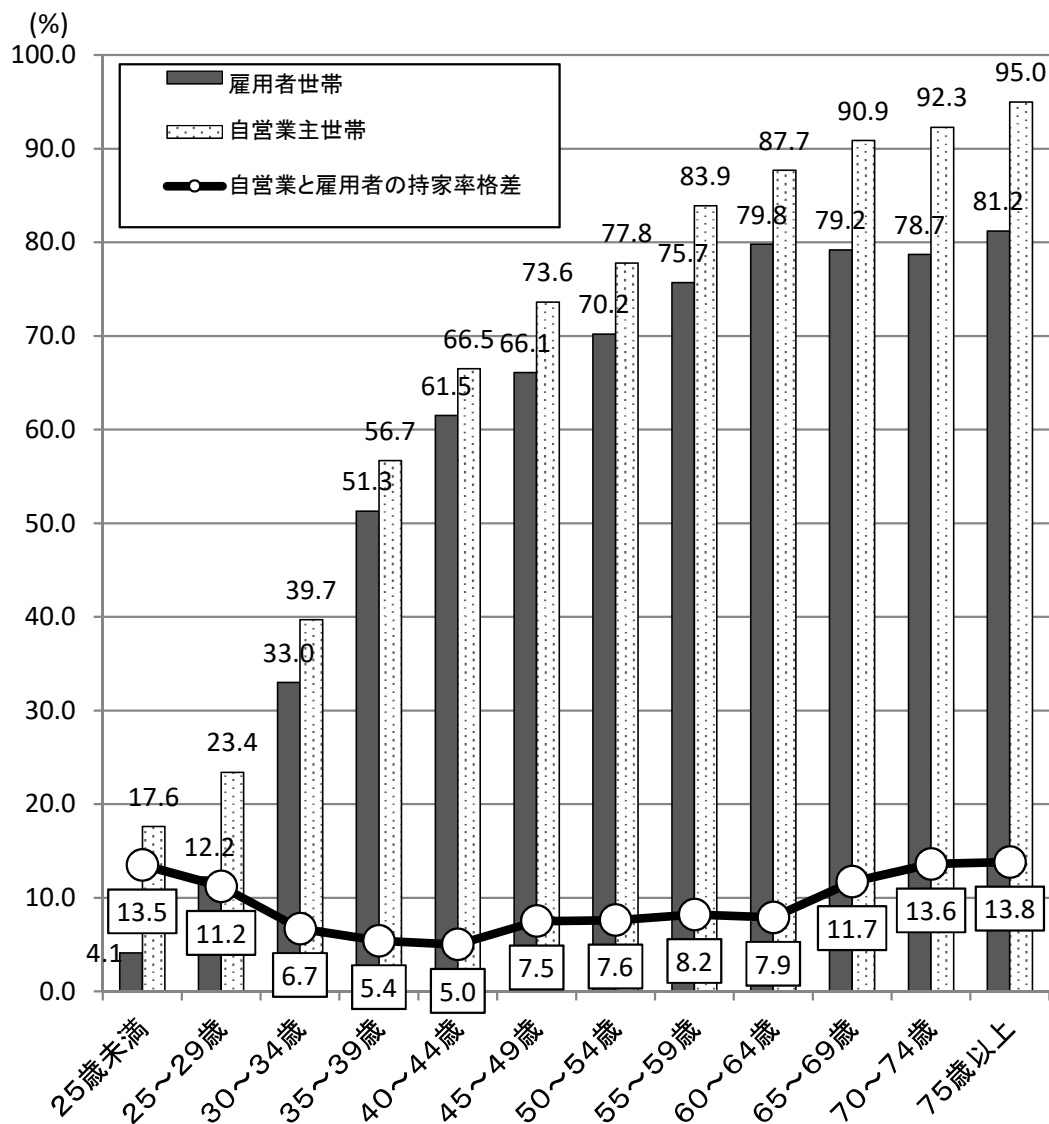
○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差の推移



資料: 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

○年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の持家率には格差が存在している。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差(年齢別)

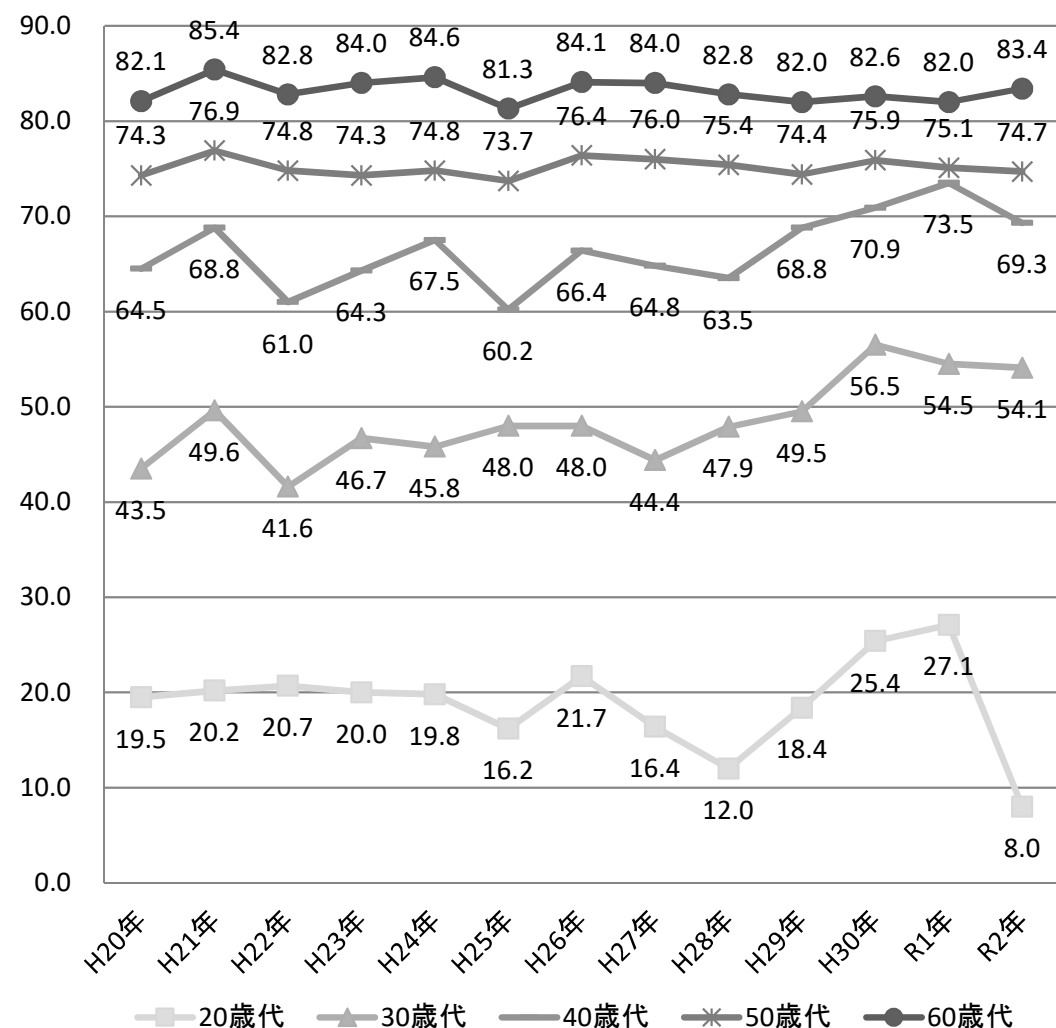


資料: 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

6-2. 勤労者の持家をめぐる状況について

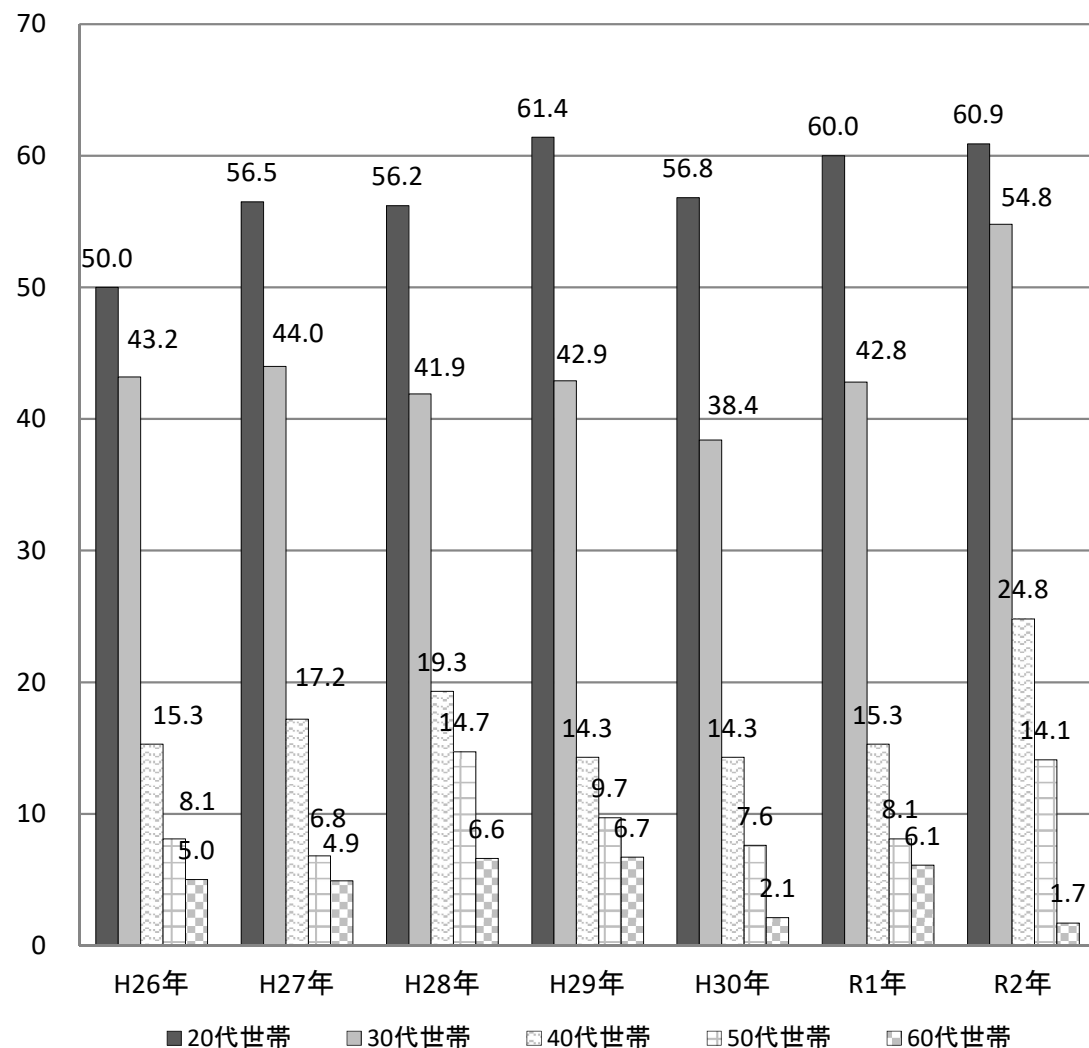
○中期的に見ると、40歳代以下の持家率は上昇傾向にある。

○持家世帯が占める割合（世代別）



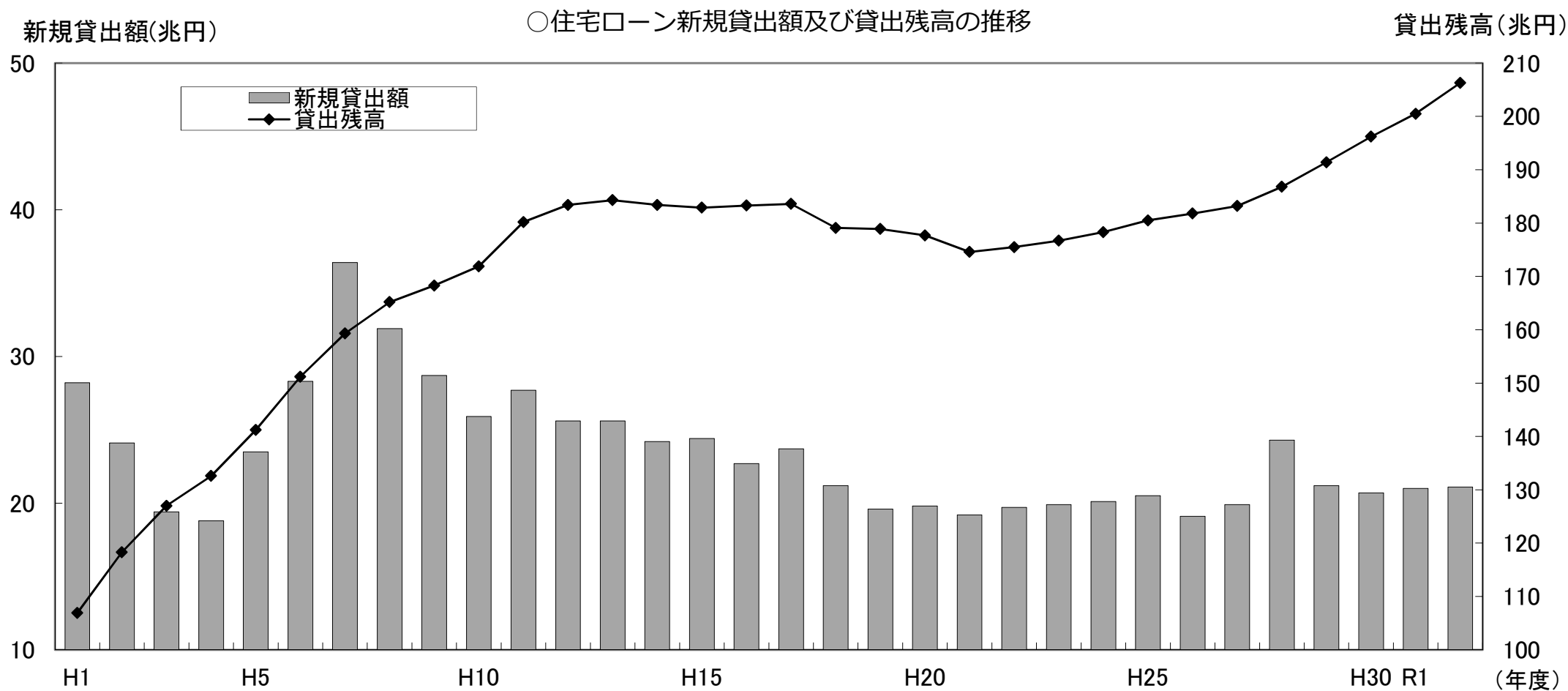
○持家でない世帯のうち20歳代の約6割、30歳代の約5割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合



6-3. 勤労者の持家をめぐる状況について

○住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。



【過去5年度分の推移】

年 度	新規貸出額 (兆円)	貸出残高 (兆円)
平成 28 年度	24.3	186.8
平成 29 年度	21.2	191.4
平成 30 年度	20.7	196.2
令和 元 年度	21.0	200.5
令和 2 年度	21.1	206.3

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

参考：

勤労者財産形成促進制度について

7. 財産形成貯蓄制度の概要

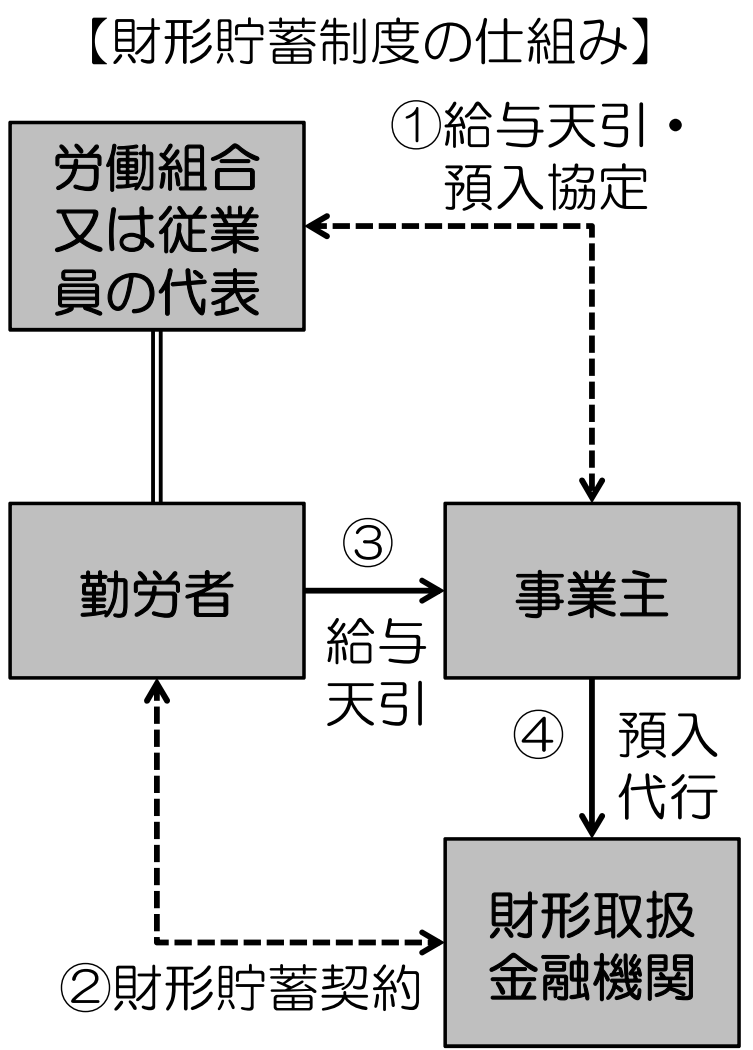
○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度 (財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等)

一般財形貯蓄(S46.6～) ※年齢要件なし
○目的自由
●利子等は課税
契約数490万件、貯蓄残高11兆2,629億円 (R3.3末)

財形年金貯蓄(S57.10～) ※貯蓄開始は55歳未満
○年金として受取 (満60歳以上)
○定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択
●財形住宅と合わせて550万円 (生命保険等の場合は385万円) まで利子非課税
契約数155万件、貯蓄残高2兆8,364億円 (R3.3末)

財形住宅貯蓄(S63.4～) ※貯蓄開始は55歳未満
○住宅の取得・増改築等の費用に充当
●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税
契約数60万件、貯蓄残高1兆5,505億円 (R3.3末)



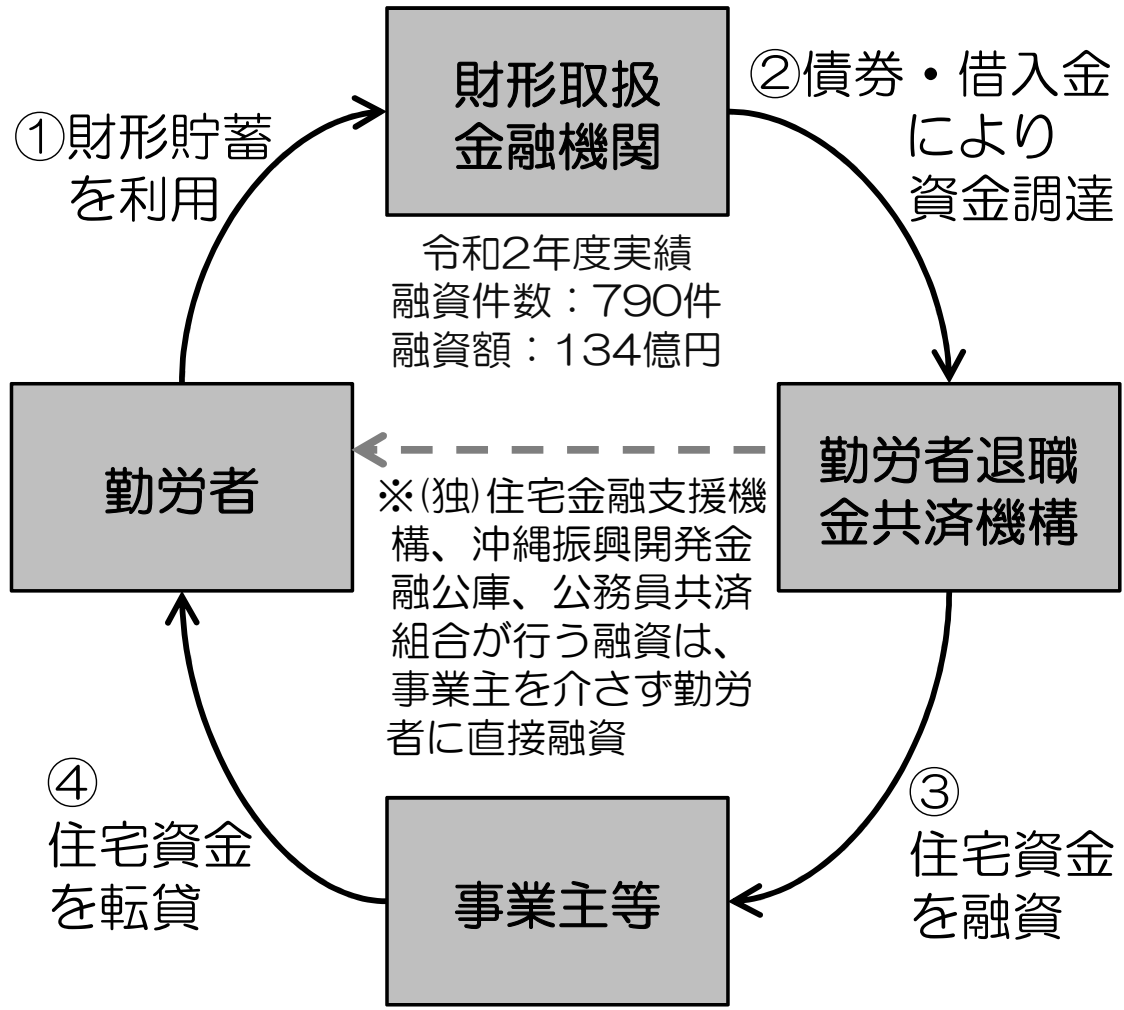
8-1. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、事業主等を通じて（転貸融資）又は直接に（直接融資）、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.4～)
(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達（財形貯蓄総残高の1／3を限度）して融資

- 財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を保有している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- 融資方法は、以下の3点
 - ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**
 - ② 公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**
 - ③ 転貸融資制度がない等の場合に (独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**
- 限度額… 貯蓄残高の10倍（最大4,000万円）
- 貸付金利（5年間固定、令和3年10月1日現在）
 - ※ 団体信用生命保険料は含まれていない
 - ・ 勤労者退職金共済機構の転貸融資…年0.68%
- 償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



8-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度の特例措置等

特例措置

■子育て勤労者向け金利優遇措置（平成27年7月1日～令和4年3月31日）

⇒18歳以下の子等※を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

■中小企業勤労者向け金利優遇措置（平成26年4月1日～令和4年3月31日）

⇒中小企業※の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

特例措置（自然災害）※これまでは、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（平成29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置又は返済期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

■自然災害により住宅等に被害を受けた勤労者向け貸付金利引下げ措置（平成30年4月1日～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者※を対象に、当初5年ないし10年間通常金利より0.2%引き下げる措置

○ 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）※ 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者

・申込期限：り災日から2年間

○ 指定災害(激甚災害の指定等を受けた災害)の場合（当初10年間）

・申込期限：り災日から5年間

・その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

さらに、被災した勤労者が必要な額を低利に借りられるよう、以下の特例的な取扱いを措置。

① 融資限度額を、「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で所要額の99%（通常は90%）』のいずれか低い額」に引き上げる

② 自然災害の被害を受けたことによる金利引下げと、他の金利引下げ特例措置との併用を可能とする

8-3. 財形持家融資制度の概要

特例措置（東日本大震災）

■東日本大震災の被災勤労者向けの措置

⇒財形持家融資を返済中の勤労者（貸付条件の変更）（平成23年3月17日～実施中）

返済が困難となった方を対象に、り災の程度によって、最長5年間、元金の返済を猶予する（返済猶予期間中は貸付利率を引き下げる）等の貸付条件の変更を行う措置

貸付条件の変更内容

罹災割合	払込の据置期間又は 償還期間の延長期間	据置期間中の 利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は 1.5%のいずれか低い方
30%以上60%未満	3年	1.0%引き下げた金利又は 1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年	1.5%引き下げた金利又は 0.5%のいずれか低い方

貸付条件変更の実績

年度	件数
平成23年度	13件
25年度	1件

⇒新たに住宅の建設等をする勤労者（平成23年7月8日～令和8年3月31日）

財形持家融資の条件を満たし、住宅の倒壊等の被害を受けた勤労者に対して、一定の金額については、当初5年間は金利0%で、6年目から10年目までは通常金利より原則0.53%引き下げる措置。

東日本大震災 特例貸付実施状況（融資実行ベース）

貸付決定 年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	合計
貸付件数	20件	33件	23件	12件	10件	9件	10件	7件	5件	1件	130件